

日本国民救援会岩手県本部
〒020-0015
盛岡市本町通2-14-27
TEL. FAX (019) 652-3591
http://homepage3nifty.com/kokumin
kyuenkai-iwat/
eメール BCB13331@nifty.com

救援新聞・岩手版 26



毎月5の日、月3回発行

1カ月300円(郵送料1部40円)
日本国民救援会発行
発行人 瑞慶覧 淳
〒113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
電話 03(5842)5842
FAX 03(5842)5840
http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

無実の人々を救う
五・二〇「第十二回全国
いっせい宣伝行動」
盛岡サンビル前で



五月二十日、十一時五十分から一時間、日本国民救援会岩手県本部は、七人(新婦人・生健会の代表も参加)が街頭に立ち、五月二十一日からはじまる裁判員制度を前に、全国の仲間と呼応する宣伝行動を意気高く行いました。

五月二十日、十一時五十分から一時間、日本国民救援会岩手県本部は、七人(新婦人・生健会の代表も参加)が街頭に立ち、五月二十一日からはじまる裁判員制度を前に、全国の仲間と呼応する宣伝行動を意気高く行いました。



反戦川柳碑に！
遠野・支部を誓う

四月十八日、県本部から三名(多田、吉田、小杉)が遠野地区にオルグをしました。遠野地区では、四名(浜田、小松、赤坂、菊池)の皆さんに出迎えられ、反戦川柳碑の見学。「三閉伊一揆」の終結の地など案内いただき、昼には食事を共にしながら、当面の署名活動など取り組みについて意思統一をいたしました。なお、遠野地区にふさわしく、支部の再結成をめざしていくことを誓い合いました。遠野地区のみならず、大変ありがとうございました。

(反戦川柳碑を囲んで)



治安維持法とその改悪
日本国民救援会の歴史

救援会が対決した最悪の弾圧法規は、治安維持法であった。これは、天皇制政府が、普通選挙法により人民の国会進出を認める代りに、人民の政治的自由を弾圧するため、普通選挙と引きあわせに一九二五(大正十四)年四月二十二日公布、五月十二日施行したものである。「国体ヲ変革シ又私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシタ 結社」の役員と会員を、最高十年の懲役刑とするものだった。

「国体変革」とは天皇制の打倒であり、当時その死刑又は無期懲役としたこと、前者ことを綱領にかかげていたのは、ル行爲ヲ爲シタル者」を処罰することにしたことである。

社会民主主義者を含む一切の解放運動、戦争に反対する活動家、学者、宗教家の活動までが、共産党の目的遂行だとされ、弾圧されるようになった。そしてさらに、予防拘禁制度もつくられ敗戦後、治安維持法が廃止されるまで、多くの人々が予防拘禁所におかれた。

さて、この改悪の緊急勅令が議会にかけられた時、故山本宣治代議士は一人反対してたたかった。こうして弾圧下の救援運動は熾烈な厳しい状況に置かれたが、ひるむことなくつづけられた。(つづく)